

沖縄県緊急事態宣言

【期間】令和3年1月20日(水)～令和3年2月7日(日)

- 外出自粛の要請
- 営業時間短縮の要請
- 緊急事態宣言発令地域との不要不急の往来の自粛
- 県内離島との不要不急の往来の自粛
- イベントの開催制限

オンライン開催や感染防止対策を講じた上での分散開催、又は規模を縮小の上での開催

沖縄県緊急事態宣言

【期間】令和3年1月20日(水)～令和3年2月7日(日)

○ 外出自粛の要請

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないよう要請します。

特に夜8時以降の不要不急の外出自粛の徹底を要請します。

沖縄県緊急事態宣言

【期間】令和3年1月20日(水)～令和3年2月7日(日)

○ 営業時間短縮の要請

- ①対象市町村：全市町村
- ②営業時間：朝5時から夜8時までの間
(酒類の提供は、朝11時から夜7時まで)
- ③対象業種：飲食店及び遊興施設等
- ④要請期間：1月22日(金)～2月7日(日)
- ⑤協力金：68万円(17日間全期間、要請に応じた場合。店舗毎に協力金を支給。)

沖縄県緊急事態宣言

【期間】令和3年1月20日(水)～令和3年2月7日(日)

○ 県外との往来

国の緊急事態宣言が発令された地域には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出自粛要請が出されていますので、当該地域との不要不急の往来については、自粛をお願いします。

また、各都道府県独自の緊急事態宣言が発出された地域についても、不要不急な往来の自粛をお願いします。

その他の地域については、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。